

議案第5号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成21年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「第10号」を「第9号」に、「第11号」を「第10号」に改める。

第5条及び第6条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第8条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「第29項」を「第32項」に、「第30項」を「第33項」に改める。

第11条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第12条中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改める。

第13条第1項、第16条第1項及び第17条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第18条第2項中「その手数料を、」を「沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）及び沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）の定めるところにより、その手数料を」に、「納入しなければならない」を「納付しなければならない」に改める。

第26条第1項第2号中「学級編成」を「学級編制」に改める。

第27条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第31条本文を次のように改める。

出願に要する免許状又は卒業証書、修了証書その他の資格に関する証明書の写しは、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁（免許法第2条第3項の所轄庁をいう。以下同じ。）又は校長、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）の理事長又は校長、学校法人立以外の私立の幼稚園の教員にあつてはその学校法人立以外の私立の幼稚園を設置する者又は園長から原本と照合済の証印を受けなければならない。第34条中「第11条第4項」を「第11条第5項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第6項」に改める。

第16号様式中「学級編成」を「学級編制」に改める。

第19号から第21号様式までを次のように改める。

第19号様式 削除

第20号様式（第29条関係）

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）特別免許状を授与する。	本籍地 氏名 年月日生		（教育職員）特別免許状
	番号 年月日 沖繩県教育委員会 印	根拠規定 教育機関名 卒業又は修了の年月日 有効期間の満了の日	
備考			

第21号様式 (第30条関係)

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地
氏名
年月日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科又は教育領域について)(教育職員)助教諭免許状を授与する。

(記)
(教科又は教育領域)

番号
年月日 沖縄県教育委員会 印

根拠規定
基礎資格
教育機関名
卒業又は修了の年月日

備考
この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間沖縄県において効力を有する。

第23号様式を次のように改める。

第23号様式 (第32条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏名
生年月日 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状の種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域及び追加年月日	領 域 名	追加年月日

根 拠 規 定		
有 効 期 間 の 満 了 日		
備 考		
年 月 日		
沖縄県教育委員会		

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁義務教育課

1 件名

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）の施行により、教員免許更新制が導入されることに伴い、本県が免許状の授与申請手続きを具体的に定めている教育職員免許状に関する規則について、所要の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う。
（第3条、第8条、第11条、第12条、第34条関係）
- (2) 教育職員特別免許状、教育職員臨時免許状及び教育職員免許状授与証明書の様式について、有効期間を加える。（第20号様式、第21号様式、第22号様式関係）
- (3) この規則は、平成21年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）
- (2) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省令の整備等に関する省令（平成19年省令第40号）
- (3) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）
- (4) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第34号）

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

教育職員免許状に関する規則(平成元年沖縄県教育委員会規則第8号)新旧対照表	
改正案	現行
<p>(免許状授与の出願)</p> <p>第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 免許法施行規則第6条第1項の表備考第9号若しくは第10号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号の規定により他の教職に関する科目の単位をもって教育実習の単位に替える場合は、前項に掲げる書類のほか、実務に関する証明書(第4号様式。以下同じ。)を提出しなければならない。</p> <p>第5条 36年改正法附則第6項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第6条 免許法第16条の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(教育職員検定の出願)</p> <p>第8条 免許法第6条に規定する教育職員検定(以下「検定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者にあつては、宣誓書を省略し、身体に関する証明書を定期健康診断書に所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>(免許状授与の出願)</p> <p>第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 免許法施行規則第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号の規定により他の教職に関する科目の単位をもって教育実習の単位に替える場合は、前項に掲げる書類のほか、実務に関する証明書(第4号様式。以下同じ。)を提出しなければならない。</p> <p>第5条 36年改正法附則第6項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第6条 免許法第16条の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(教育職員検定の出願)</p> <p>第8条 免許法第6条に規定する教育職員検定(以下「検定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者にあつては、宣誓書を省略し、身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>

<p>2 略</p> <p>3 免許法施行規則附則第32項及び第33項の規定により第1項の検定を受けようとする者は、同項第1号に掲げる書類のほか、修業年限を記載した看護師養成施設の卒業証明書を提出しなければならぬ。</p> <p>4 略</p> <p>(特別免許状の出願等)</p> <p>第11条 免許法第5条第3項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(臨時免許状の出願)</p> <p>第12条 免許法第5条第6項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者は、第1号から第3号まで、第7号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写し又は授与証明書の写しを提出し得る。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別支援学校自立教科の免許状の授与の出願)</p> <p>第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により特別支援学校自立教科教諭免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(免許状交付の出願)</p> <p>第16条 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 免許法施行規則附則第29項及び第30項の規定により第1項の検定を受けようとする者は、同項第1号に掲げる書類のほか、修業年限を記載した看護師養成施設の卒業証明書を提出しなければならぬ。</p> <p>4 略</p> <p>(特別免許状の出願等)</p> <p>第11条 免許法第5条第2項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(臨時免許状の出願)</p> <p>第12条 免許法第5条第5項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者は、第1号から第3号まで、第7号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写し又は授与証明書の写しを提出し得る。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別支援学校自立教科の免許状の授与の出願)</p> <p>第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により特別支援学校自立教科教諭免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(免許状交付の出願)</p> <p>第16条 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

<p>(書換え又は再交付の出席)</p> <p>第17条 免許法第15条の規定により免許状の書換え又は再交付を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の規定により願ひ出をする者は、<u>沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）及び沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）</u>の定めるところにより、その手数料を沖縄県収入証紙をもって納付しなければならない。</p> <p>(教科担任許可の申請)</p> <p>第26条 免許法附則第2項の規定により免許教科外教科の教授の担任をしようとするときは、次の書類を提出し許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学級編成、免許教科別教員数及び週時間教（第16号様式）</u></p> <p>2～3 略</p> <p>(相当免許状を有しない非常勤講師の届出等)</p> <p>第27条 免許法第3条の2第2項の規定により相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第28条 削除</p> <p>(免許状等の写し)</p> <p>第31条 出席に要する免許状又は卒業証書、修了証書その他の資格に関する証明書の写しは、<u>国立学校又は公立学校の教員にあっては所轄庁（免許法第2条第3項の所轄庁をいう。以下同じ。）又は校長、私立学校の教員にあってはその私立学校を股置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人を</u></p>	<p>(書換え又は再交付の出席)</p> <p>第17条 免許法第15条の規定により免許状の書換え又は再交付を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の規定により願ひ出をする者は、その手数料を、<u>沖縄県収入証紙</u>をもって納入しなければならない。</p> <p>(教科担任許可の申請)</p> <p>第26条 免許法附則第2項の規定により免許教科外教科の教授の担任をしようとするときは、次の書類を提出し許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学級編成、免許教科別教員数及び週時間教（第16号様式）</u></p> <p>2～3 略</p> <p>(相当免許状を有しない非常勤講師の届出等)</p> <p>第27条 免許法第3条の2第2項の規定により相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は、次に各号に掲げる書類を授与権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(原簿の様式)</p> <p>第28条 免許法第8条に規定する原簿の様式は、<u>第19号様式とする。</u></p> <p>(免許状等の写し)</p> <p>第31条 出席に要する免許状又は卒業・修了等の資格に関する証明書の写しは、<u>原本と照合済の所轄庁又は所屬長の証印を受けなければならない。ただし、現に教員の職にない者は、原本を提示するものとする。</u></p>
---	--

いう。)の理事長又は校長、学校法人立以外の私立の幼稚園の教員にあつてはその学校法人立以外の私立の幼稚園を設置する者又は園長から原本と照合済の証印を受けなければならない。ただし、現に教員の職にない者は、原本を提示するものとする。

(返納命令)

第34条 免許法第10条第1項及び第11条第5項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第6項の規定により失効した免許状を返納させようとするときは、返納命令書(第24号様式)による。

第16号様式 (第26条関係)

学級編制、免許教科別教員及び週時間数			
学校名	設置者	学校所在地	
1 学級編制			

第19号様式 削除

(返納命令)

第34条 免許法第10条第1項及び第11条第4項の規定により失効した免許状を返納させようとするときは、返納命令書(第24号様式)による。

第16号様式 (第26条関係)

学級編成、免許教科別教員及び週時間数			
学校名	設置者	学校所在地	
1 学級編成			

第19号様式 (第26条関係)

教育職員免許状原簿

氏名	性別	年月日生
本籍	旧本籍:	
書換	理	

再 交 付		由	
失 効、取 上		理 由	
免 許 状 種 類		理 由	
教 科 又 は 教 育 領 域		免 許 番 号 第 号	
根 拠 規 定		授 与 年 月 日	年 月 日
授 与 条 件	学 校 ・ 教 育 機 関 の 名 称	年 月 日	
	受 講 又 は 在 学 期 間 (場 所)	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	基 礎 資 格 及 び 基 礎 免 許 状 (取 得 年 月 日)	(年 月 日)	
修	教 科 に 関 する 科 目	制	印
	養 護 に 関 する 科 目		

得	榮養に係る教育に関する科目
単	教職に関する科目
位	教科(養護・栄養)又は教職に関する科目
	特別支援教育に関する科目

第20号様式(第29条関係)

(教育職員)特別免許状

割印

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科について)
(教育職員)特別免許状を授与する

(教科)

年 月 日

沖縄県教育委員会

番号

印

第20号様式(第29条関係)

(教育職員)特別免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより
(左記の教科について)(教育職員)特別免許状を授与する。

(教科)

年 月 日

沖縄県教育委員会 印

番号

根拠規定

教育機関名

卒業又は修了の年月日

有効期間満了日

この免許状は、教育職員免許法第九条第二項の規定により沖縄県において効力を有する。

備考

削る

(裏面)

授与条件

教育職員免許法第5条第2項

この免許状は教育職員免許法第9条第2項の規定により沖縄県においてのみ効力を有する。

第21号様式 (第30条関係)

(教育職員) 助教諭免許状

割印

本籍地
氏名
年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科又は教育領域について)(教育職員)助教諭免許状を授与する

(記)

(教科又は教育領域)

年 月 日

沖縄県教育委員会
番号 印

第21号様式 (第30条関係)

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地
氏名
年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科又は教育領域について)(教育職員)助教諭免許状を授与する。

(記)

(教科又は教育領域)

年 月 日

番号

根拠規定
基礎資格
教育機関名

卒業又は修了の年月日

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間沖縄県において効力を有する。

備考

沖縄県教育委員会 印

(裏面)

授与条件

この免許状は教育職員免許法

第九条第三項の規定により

年 月 日まで

沖縄県のみにおいて効力を
有する

第23号様式 (第32条関係)

証 第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 名
氏 名

年 月 日生

削る

第23号様式 (第32条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地
氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状の種類	
教科、事項又は領域	
免許状番号	
授与年月日	
授与権者	
追加した領域及び追加年月日	領域名 追加年月日
根拠規定	
有効期間の満了日	
備考	
年 月 日	沖縄県教育委員会

上記の者に下記免許状を授与したことを証明する。

免許状の種類	教科又は教育領域	免許番号	授与年月日	根拠規定
年 月 日	沖縄県教育委員会			